# 改正育児・介護休業法 パワーハラスメント防止対策、業務改善助成金 オンライン説明会のご案内 参加無料

**男性の育児休業取得促進に向けて**「育児・介護休業法」が改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されています。令和4年10月1日からは『**産後パパ育休**』の導入がすべての企業において義務となり、**育児休業をより柔軟に取得**できるようになります。また、令和5年4月1日からは、常時雇用労働者数が1,000人を超える企業は、男性の育児休業取得率の公表が義務となります。

**パワーハラスメント防止対策**については、令和4年4月1日から、中小事業主にも措置を講ずることが義務となりました。

これらの改正内容に関する理解を深めていただくため、オンライン説明会を開催します。 説明会では、事業場内の最低賃金の引き上げを行う中小企業事業主を支援する「**業務改善助成金」**についての説明も行いますので、是非ご参加ください。

第1回	令和4年7月21日(木) 令和4年7月26日(火)	13:30 ~ 15:00	<ul><li>●全回オンライン開催 (Microsoft Teams使用)</li><li>●パソコンでの参加の場合、</li><li>専用アプリのインストールは原則不要。</li><li>●要事前申込</li></ul>
第3回	令和4年8月4日(木)		



### 【説明次第(各回共通)】

- ① 育児・介護休業法の改正について
- ② パワーハラスメント防止対策について
- ③ 業務改善助成金について

主催:広島労働局

#### ・・・申込方法(申込締切:各回開催日の1週間前)・・・

裏面の手順で、「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」よりお申し込みください。 下記QRコードからもお申込みいただけます。

定員は、各回180名です。定員に達した場合は締め切り日前に受付を終了します。



令和4年7月21日



令和4年7月26日



令和4年8月4日

●ご記入いただいた個人情報は本説明会の利用のみとし、それ以外の目的では利用いたしません。

#### お問い合わせ先:広島労働局 雇用環境・均等室

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎5階

TEL: 082-221-9247

## 説明会等受付サイトからの申込み方法

※ ドメイン設定(受信拒否設定)をされている方は、受付完了メールが受信できません。あらかじめ、ドメイン設定を解除していただくか、受付サイトのドメイン「@roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp」を受信リストに加えていただきますようお願いします。

説明会への参加申込みは、以下①~⑥の手順で受付サイトから行ってください。

①「労働局 受付サイト」で検索し、下記サイトをクリック

労働局 受付サイト X Q 検索

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/

トップ|労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト - 厚生労働省

② 受付サイトで開催地から探す



③ 参加対象の説明会を探す



④ 参加説明会の内容を確認する



⑤ 参加フォームに入力、送信する



⑥ 申込み完了後、受付サイトから「受付完了メール」が届きます。

説明会当日は同メールで通知されたオンライン説明会URLをクリックして参加します。